会議の名称		令和4年度第1回つくば市行政不服審査会
開催日時		令和4年6月21日(火)13時30分から15時30分まで
開作	催場所	つくば市役所 2階 職員研修室
事	務局(担当課)	総務部総務課
出席者	委員	亀田委員、中田委員、沼尻委員
	事務局	沼尻課長、高野課長補佐、稲毛田係長、大下主任、伊藤主事
	その他	法務課(審査庁):渡邉課長、坂入課長補佐
		障害福祉課(処分庁):岡田課長、中村課長補佐、植弘係長
公	- 開・非公開の別	□公開 ☑非公開 □一部公開 傍聴者数 名
非:	公開の場合はそ	つくば市行政不服審査会条例第5条第5項に規定する、審
の理由		査請求に係る事項について審査会の行う調査審議の手続の
		ため。
議規	題	令和4年(2022年)5月2日付け4つくば法第10号諮問案件
		に関する調査審議
会	1 開会	
議	2 審議案件	
次	令和4年(	(2022年) 5月2日付け4つくば法第10号諮問案件に関する調
第	查審議	
	3 閉会	

会議の名称		令和4年度第2回つくば市行政不服審査会
開催日時		令和4年8月5日(金)13時30分から15時30分まで
開催場所		つくば市役所 2階 203 会議室
事	務局(担当課)	総務部総務課
出席者	委員	亀田委員、中田委員、沼尻委員
	事務局	沼尻課長、高野課長補佐、稲毛田係長、大下主任、伊藤主事
	その他	法務課(審査庁):渡邉課長、坂入課長補佐
		障害福祉課(処分庁):岡田課長、中村課長補佐、植弘係長
公開・非公開の別		□公開 ☑非公開 □一部公開 傍聴者数 名
非:	公開の場合はそ	つくば市行政不服審査会条例第5条第5項に規定する、審
の理由		査請求に係る事項について審査会の行う調査審議の手続の
		ため。
議題		令和4年(2022年)5月2日付け4つくば法第10号諮問案件
		に関する調査審議
会	1 開会	
議	2 審議案件	
次	令和4年(	(2022年) 5月2日付け4つくば法第10号諮問案件に関する調
第	査審議	
	3 閉会	

会議の名称		令和4年度第3回つくば市行政不服審査会		
開催日時		令和4年8月19日(金)13時30分から15時30分まで		
開作	崔場所	つくば市役所 コミュニティ棟3階 会議室A・B		
事	<b></b>	総務部総務課		
出席	委員	亀田委員、出口委員、沼尻委員		
	事務局	沼尻課長、高野課長補佐、稲毛田係長、大下主任、伊藤主事		
	その他	法務課(審査庁):渡邉課長、坂入課長補佐		
者		納税課(処分庁):柳田課長、横瀬主任、糸賀主任		
		その他:三浦政策法務監		
公開・非公開の別		□公開 ☑非公開 □一部公開 傍聴者数 名		
非:	公開の場合はそ	つくば市行政不服審査会条例第5条第5項に規定する、審		
の理由		査請求に係る事項について審査会の行う調査審議の手続の		
		ため。		
議馬	題	令和4年(2022年)5月12日付け4つくば法第18号諮問案件		
		に関する調査審議		
会	1 開会			
議	2 審議案件			
次	令和4年	(2022年) 5月12日付け4つくば法第18号諮問案件に関する調		
第	查審議			
	3 閉会			

A			
会議の名称		名称	令和4年度第4回つくば市行政不服審査会
開催日時			令和4年9月15日(木)13時30分から15時30分まで
開作	開催場所		つくば市役所 コミュニティ棟3階 会議室A・B
事	事務局(担当課)		総務部総務課
出席者	委員		亀田委員、中田委員、沼尻委員
	事務局		沼尻課長、高野課長補佐、稲毛田係長、大下主任、伊藤主事
	その	)他	法務課(審査庁):渡邉課長、坂入課長補佐
公	公開・非公開の別		□公開 ☑非公開 □一部公開 傍聴者数 名
非公開の場合はそ		の場合はそ	つくば市行政不服審査会条例第5条第5項に規定する、審
の理由			査請求に係る事項について審査会の行う調査審議の手続の
			ため。
議題			令和4年(2022年)5月2日付け4つくば法第10号諮問案件
			に関する調査審議
会	1	開会	
議	2	審議案件	
次		令和4年(	(2022年) 5月2日付け4つくば法第10号諮問案件に関する調
第	垄	審議	
	3	閉会	

会議の名称		名称	令和4年度第5回つくば市行政不服審査会
開催日時		時	令和4年9月29日(木)13時30分から15時30分まで
開催場所		所	つくば市役所 本庁舎2階 201 会議室
事	事務局(担当課)		総務部総務課
出席者	委員		亀田委員、出口委員、沼尻委員
	事務局		沼尻課長、高野課長補佐、稲毛田係長、大下主任、伊藤主事
	その	)他	法務課(審査庁):渡邉課長、坂入課長補佐
公	公開・非公開の別		□公開 ☑非公開 □一部公開 傍聴者数 名
非公開の場合はそ		の場合はそ	つくば市行政不服審査会条例第5条第5項に規定する、審
の理由			査請求に係る事項について審査会の行う調査審議の手続の
			ため。
議規	議題		令和4年(2022年)5月12日付け4つくば法第18号諮問案件
			に関する調査審議
会	1	開会	
議	2	審議案件	
次		令和4年(	(2022年) 5月12日付け4つくば法第18号諮問案件に関する調
第	垄	<b>企審議</b>	
	3	今後の予定	<u></u>
	4	閉会	

### <審議内容>

審議案件について、第3回審査会の会議内容を踏まえ、答申の内容について 審議した。